

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜、
祭日、
休日、
の翌日)

目 次

- ◇ 条 例
 - 鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例 (文化振興課)
 - 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (医務薬事課)
 - 鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例 (シ)
 - 鳥取県土木事務所設置条例 (管理課)
 - 鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例 (港湾課)
 - 鳥取県スポーツセンター設置条例 (体育保健課)
 - 鳥取県自治研修所運営審議会設置条例の一部を改正する条例 (人事課)
 - 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例 (シ)
 - 鳥取県税条例の一部を改正する条例 (税務課)
 - 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例 (市町村振興課)
 - 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)
 - 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (医務薬事課)
 - 鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例 (経営指導課)
 - 鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例 (都市計画課)
 - 鳥取県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (港湾課)

公布された条例のあらまし

- 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (警務課)
- 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例 (シ)
- 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例 (シ)
- 鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例 (総務課)

◇鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例

一 目的 (第一条関係)

この条例は、鳥取県立童謡館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とすることとした。

二 設置 (第二条関係)

童謡、唱歌等を通じて特色ある地域文化の振興に資するため、鳥取県立童謡館 (以下「童謡館」という。) を鳥取市に設置することとした。

三 利用の許可 (第三条関係)

童謡館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。

四 行為の制限等 (第四条関係)

- 1 童謡館においては、次の行為をしてはならないこととした。
 - (一) 童謡館の施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (二) 許可を受けないで童謡館の展示物を模写し、又は撮影すること。
 - (三) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
 - (四) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (五) その他知事が別に定める行為

2 知事は、1に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、童謡館への入館を拒み、又は童謡館からの退去を命ずることができることとした。

五 措置命令 (第五条関係)

知事は、童謡館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命ずることができることとした。

六 利用許可の取消し (第六条関係)

知事は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができることとした。

- (一) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分
に違反したとき。
- (二) 五の命令に従わないとき。
- (三) 利用許可の条件に違反したとき。
- (四) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (五) その他童謡館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

七 管理の委託 (第七条関係)

知事は、童謡館の施設設備及び展示物の保全並びに利用者への応接に関する事務を財団法人鳥取童謡・おもちゃ館に委託することとした。

八 利用料金 (第八条関係)

童謡館の利用料金は、次のとおりとし、財団法人鳥取童謡・おもちゃ館(以下「管理受託者」という。)に、その収入として收受させることとした。

入館料	区	分	金 額	
	個人		児童又は中 学校の生徒	高等学校の 生徒、学生 又は一般人
		児童又は中 学校の生徒	一人一回につき 一〇〇円	
		高等学校の 生徒、学生 又は一般人	一人一回につき 二五〇円	

設備利用料	利用料	多目的		団体(二十人以上のものに限る。)	
		午前	午後	児童又は中 学校の生徒	高等学校の 生徒、学生 又は一般人
設備の価格を勘案して知事が別に定める額	ホール	午前	午後	一人一回につき	八〇円
	多目的	午前	午後	一人一回につき	二〇〇円
		午後	午後	一人一回につき	
	ホール	夜間	午後	一人一回につき	
		午後・夜間	午後	一人一回につき	
	全日	午後・夜間	午後	一人一回につき	

九 利用料金の減免 (第九条関係)

管理受託者は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができることとした。

十 規則への委任 (第十条関係)

この条例に定めるもののほか、童謡館の管理に関する事項は、規則で定めることとした。

十一 施行期日

この条例は、平成七年七月七日から施行することとした。

◇病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

一 目的 (第一条関係)

この条例は、地方公営企業法の規定に基づき、鳥取県病院局の職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とすることとした。

二 給与の種類(第二条関係)

1 職員の給与の種類は、給料及び手当とすることとした。
2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いたものとする。こととした。

3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とすることとした。

三 給料表(第三条関係)

1 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けることとした。

2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めることとした。

四 給料の調整額(第四条関係)

給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務の環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し、適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適当な調整額を定めることができることとした。

五 管理職手当(第五条関係)

管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき企業管理規程で定める職にあるものに対して支給することとした。

六 初任給調整手当(第六条関係)

初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給することとした。

七 扶養手当(第七条関係)

1 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給することとした。

2 1の扶養親族とは、配偶者等で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいうこととした。

八 調整手当(第八条関係)
調整手当は、当分の間、医師及び歯科医師で企業管理規程で定める職員に対して支給することとした。

九 住居手当(第九条関係)
住居手当は、自ら居住するため住宅を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員等に対して支給することとした。

十 通勤手当(第十条関係)
通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員等に対して支給することとした。

十一 単身赴任手当(第十一条関係)
1 単身赴任手当は、公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病等やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給することとした。

2 国家公務員等であつた者から引き続きこの条例の適用を受けることとなつた職員についても、1に準じて単身赴任手当を支給することとした。

十二 特殊勤務手当(第十二条関係)
特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないとき認められるものに従事する職員に対して支給することとした。

十三 寒冷地手当(第十三条関係)
寒冷地手当は、寒冷の地域で企業管理規程で定めるものに在勤する職員に対して支給することとした。

十四 時間外勤務手当(第十四条関係)

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して正規の勤務時間外に勤務した全時間について支給することとした。

十五 休日勤務手当(第十五条関係)

職員には、正規の勤務日が休日等に当たっても、正規の給与を支給することとした。

2 休日勤務手当は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給することとした。

十六 夜間勤務手当(第十六条関係)

夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給することとした。

十七 宿日直手当(第十七条関係)

1 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給することとした。

2 1の勤務は、十四、十五の2及び十六の勤務には含まれないものとする。こととした。

十八 管理職員特別勤務手当(第十八条関係)

管理職員特別勤務手当は、管理職手当が支給される職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として企業管理規程で定める職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給することとした。

十九 期末手当(第十九条関係)

期末手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じて支給することとした。これらの日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とすることとした。

二十 勤勉手当(第二十条関係)

勤勉手当は、六月一日及び十二月一日にそれぞれ在職する職員に対して、これらの日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給することとした。これらの日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とすることとした。

二十一 退職手当(第二十一条関係)

退職手当は、職員が退職したときに、その者に支給することとした。

二十二 給与の減額等(第二十二条関係)

1 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合その他企業管理規程で定める場合を除くほか、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとした。

2 職員が部分休業又は介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、1にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとした。

3 海外随伴休暇については、いかなる給与も支給しないこととした。

二十三 休職者の給与(第二十三条関係)

休職者の給与は、企業管理規程で定めるところにより支給することができる。こととした。

二十四 育児休業の承認を受けた職員の給与(第二十四条関係)

育児休業法の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しないこととした。

二十五 賃金等で雇用する職員の給与(第二十五条関係)

賃金等で雇用する職員に対しては、この条例にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給することとした。

二十六 給与の額、支給方法等(第二十六条関係)

職員に支給する給与の額、支給方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定めるところとした。

二十七 施行期日等

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行することとした。
- 2 当分の間、二十四にかかわらず、看護婦等である職員には、育児休業をしている期間について、育児休業給を支給することとした。
- 3 次の条例について、所要の改正を行うこととした。

- (一) 職員の給与に関する条例
- (二) 職員の特殊勤務手当に関する条例
- (三) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (四) 職員の退職手当に関する条例
- (五) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (六) 職員の旅費に関する条例

◇鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例

- 一 目的（第一条関係）
この条例は、鳥取県立看護婦等養成施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とすることとした。
- 二 設置（第二条関係）
看護婦及び看護士、保健婦並びに助産婦として必要な知識及び技能を修得させるため、鳥取県立看護婦等養成施設（以下「看護婦等養成施設」という。）を次のとおり設置することとした。

名 称	位 置
鳥取県立鳥取看護専門学校	鳥取市
鳥取県立倉吉総合看護専門学校	倉吉市

- 三 利用の許可（第三条関係）
看護婦等養成施設に入学しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。
- 四 授業料等の徴収（第四条関係）

- 1 看護婦等養成施設に在学する者に対しては授業料を、看護婦等養成施設への入学を許可された者に対しては入学料を、看護婦等養成施設の入学選抜試験を受けようとする者に対しては入学選抜手数料を徴収することとした。
- 2 1の額は、次のとおりとすることとした。

区 分	金 額
授業料	月額 九千五百円
入学料	五千二百円
入学選抜手数料	二千四百円

五 授業料等の減免（第五条関係）

知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、授業料、入学料及び入学選抜手数料を減免することができることとした。

六 休学等の許可（第六条関係）

- 1 三の許可を受けた者（以下「生徒」という。）は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。
- 2 1の規定により休学している生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。

七 除籍（第七条関係）

知事は、生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍をすることができることとした。

- (一) 休学の期間が経過しても復学できないとき。
- (二) 心身に障害を生じ、成業の見込みがないと認められるとき。

八 懲戒（第八条関係）

知事は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができることとした。ただし、退学は、

次の各号の一に該当する生徒に限り、行うことができることとした。

- (一) 品行不良で改善の見込みがないと認められる生徒
 - (二) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる生徒
 - (三) 正当の理由がなくて出席が常でない生徒
 - (四) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した生徒
- 九 規則への委任（第九条関係）

この条例に定めるもののほか、看護婦等養成施設の管理に関する事項は、規則で定めることとした。

十 施行期日等

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県土木事務所設置条例

一 設置（第一条関係）

土木及び建築に関する事務を所掌させるため、土木事務所を設置することとした。

二 名称、位置及び所管区域（第二条関係）

土木事務所の名、位置及び所管区域は、次のとおりとすることとした。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県鳥取土木事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び気高郡
鳥取県郡家土木事務所	八頭郡郡家町	八頭郡
鳥取県倉吉土木事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子土木事務所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡
鳥取県根雨土木事務所	日野郡日野町	日野郡

三 委任（第三条関係）

この条例に定めるもののほか、土木事務所に関し必要な事項は、規則で定め

ることとした。

四 施行期日

この条例は、平成七年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例

一 設置（第一条関係）

港湾に関する事務を所掌させるため、港湾事務所を設置することとした。

二 名称、位置及び所管区域（第二条関係）

港湾事務所の名、位置及び所管区域は、次のとおりとすることとした。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県鳥取港湾事務所	鳥取市	鳥取港及び田後港の区域

三 鳥取港海友館の附置（第三条関係）

港湾に対する理解を促進し、海を通じた交流の発展に資するため、鳥取県鳥取港湾事務所に鳥取県立鳥取港海友館（以下「海友館」という。）を附置することとした。

四 利用の許可（第四条関係）

海友館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。

五 使用料の徴収（第五条関係）

海友館の利用については、次のとおり使用料を徴収することとした。

区 分	金 額	
	個人	団体（二十人以上のものに限る。）
児童又は中学校の生徒	一人一回につき 五〇円	一人一回につき 八〇円
高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき 一〇〇円	一人一回につき 四〇円
児童又は中学校の生徒	一人一回につき 一〇〇円	一人一回につき 四〇円
高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき 一〇〇円	一人一回につき 八〇円

六 使用料の減免(第六条関係)

知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができることとした。

七 規則への委任(第七条関係)

この条例に定めるもののほか、港湾事務所及び海友館の管理に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

八 施行期日

この条例は、平成七年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県スポーツセンター設置条例

一 設置(第一条関係)

本県におけるスポーツの振興を図るため、鳥取県スポーツセンターを鳥取市に設置することとした。

二 職員(第二条関係)

鳥取県スポーツセンターに、事務職員その他の所要の職員を置くこととした。

三 施行期日

この条例は、平成七年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

- 一 病院局職員の定数は、七百三十人とすることとした。
- 二 次のとおり、職員の定数を見直すこととした。

区 分	定 数	
	現 行	改 正 後
知事の事務部局の職員	四、一三二人	三、三九二人
一般会計支弁に係る職員	三、三六四人	三、三六五人
特別会計支弁に係る職員	七五八人	二七人

教育委員会の事務局及び学校その他の教育

機関の職員	現 行	改 正 後	機 関
二、二七七人	二、三三一人		
県立学校の職員	二、〇四八人	二、〇九二人	
県立学校の職員以外の職員	一三九人	一三九人	
県費負担教職員	四、三四七人	四、三五二人	

三 次の職員についても、知事の承認を得て、定数の外に置くことができることとした。なお、(三)については、平成七年度から平成九年度までの間に限りできることとした。

(一) 県の行政運営上、その業務に従事することが必要と認められる公社その他の団体で知事が定めるものに派遣している職員

(二) 海外随伴休暇を取得している職員

(三) 山陰・夢みなと博覧会の推進に関する業務に従事するため知事が定める団体に派遣している職員

四 その他所要の規定の整備を行うこととした。

五 この条例は、平成七年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 県民税に関する事項

1 個人の県民税の所得割(退職所得の分離課税に係るものを除く。)について、税率の適用区分を次のとおりとすることとした。(第三十三条関係)

課 税 総 所 得 金 額 等 の 区 分	現 行	改 正 後	税 率
五百五十万円以下の金額	七百五十万円以下の金額	七百五十万円以下の金額	百分の二
五百五十万円を超える金額	七百万円を超える金額	七百万円を超える金額	百分の四

2 平成七年度分の個人の県民税に限り、住民税の所得割の額の百分の十五に

相当する金額(当該金額が二万円を超えるときは二万円)のうち県民税に係る部分の額を、特別減税の額として県民税の所得割の額から控除することとした。(附則第五条の二関係)

3 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律に規定する法人である政党又は政治団体に対する法人税割は、県内に収益事業を行う事務所又は事業所を有するものに限り課することとした。(第二十九条関係)

二 地方消費税に関する事項

1 地方消費税は、譲渡割及び貨物割に区分して課することとした。(第六十条の二関係)

2 譲渡割の納税義務者は、消費税が課されるべき資産の譲渡等を行う県内に住所等を有する事業者とすることとした。(第六十条の二関係)

3 貨物割の納税義務者は、県内の保税地域から外国貨物を引き取る者とするとして。(第六十条の二関係)

4 課税標準額は、消費税額とすることとした。(第六十条の五関係)

5 税率は、百分の二十五とすることとした。(第六十条の六関係)

6 譲渡割の徴収は、申告納付の方法によることとし、当分の間、国が消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うこととした。(第六十条の七、附則第十八条の三関係)

7 貨物割の賦課徴収は、国が消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとするとして。(第六十条の十一関係)

8 その他地方消費税の賦課徴収について必要な規定を設けることとした。

三 納税証明書に関する事項
交付手数料を徴収しない納税証明書に、中小企業の振興に寄与すること等を目的とした融資制度で規則で定めるものを利用するために請求する証明書を追加することとした。(第二十八条の二関係)

四 行政手続条例の適用除外に関する事項

鳥取県条例及び同条例に基づく規則の規定による処分並びに県の徴収金の納付等の義務の適正な実現を図るための行政指導について、鳥取県行政手続条例の適用除外措置を講ずることとした。(第六条の二関係)

五 施行期日等

1 この条例は、平成七年四月一日から施行することとした。ただし、一の3は公布の日から、二は平成九年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

一 入院時の食事療養に係る費用のうち本人負担部分について、助成の対象とすることとした。(第三条関係)

二 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童(現行義務教育終了前の児童)を扶養している配偶者のない女子及びその者が扶養している児童について助成の対象とすることとした。(別表関係)

三 病院又は診療所に入院し、又は入所している三歳児の医療費について、助成の対象とすることとした。(別表関係)

四 この条例は、平成七年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

一 財務規定等を除く地方公営企業法の適用日(新第三条関係)
病院事業に地方公営企業法の規定の全部を、平成七年四月一日から適用することとした。

二 組織(新第四条関係)
病院事業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、鳥取県病院局を置くこととした。

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日等

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行することとした。
- 2 鳥取県立病院運営審議会条例は、廃止することとした。
- 3 次の条例について、所要の改正を行うこととした。

- (一) 特別職の職員の旅費等に関する条例
- (二) 特別職の職員の給与に関する条例
- (三) 知事等の退職手当に関する条例
- (四) 鳥取県公文書公開条例

◇鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例

- 一 改良普及員資格試験を受けることができる者に、都道府県立蚕業講習所において農業又は家政に関する正規の課程を修めて卒業した者で一定の要件を満たしたものを追加することとした。
- 二 農民研修教育施設の名称を農業者研修教育施設に改めることとした。
- 三 一の条例は、公布の日から施行することとした。

- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

- 一 利用の許可（別表第一関係）
県立布勢総合運動公園の鳥取県民体育館及び県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした。
- 二 使用料及び利用料金（第八条、別表第三、別表第四関係）
1 県立都市公園内の公園施設の管理に係る使用料を一平方メートルにつき月額千三百十円（現行 千二百三十円）に引き上げることとした。
2 県立布勢総合運動公園の鳥取県民体育館の使用料は、次のとおりとするにとした。

鳥取県 民体育館		区 分		使 用 料	
メインアリーナ	サブアリーナ	一般利用	専用利用	単位	金額
アマチュア・スポーツ活動 活動以外の活動 賞利を目的とする場合	アマチュア・スポーツ活動 活動以外の活動 賞利を目的とする場合	児童又は中学校の生徒	児童又は中学校の生徒	一人一回につき	午前九時から午後六時まで 二〇〇円
		高等学校の生徒	高等学校の生徒	一人一回につき	午後六時から午後十時まで 三〇〇円
		学生又は一般人	学生又は一般人	一人一回につき	六〇〇円
		全面一時間につき	全面一時間につき	二六〇〇円	
		二分の一時間につき	二分の一時間につき	七八〇〇円	
		三分の一時間につき	三分の一時間につき	三九〇〇円	
		四分の一時間につき	四分の一時間につき	二六〇〇円	
		一分の二時間につき	一分の二時間につき	一、九五〇円	
		一分の三時間につき	一分の三時間につき	二、六〇〇円	
		一分の四時間につき	一分の四時間につき	三、二五〇円	
		一分の五時間につき	一分の五時間につき	三、九〇〇円	
		一分の六時間につき	一分の六時間につき	四、五五〇円	
一分の七時間につき	一分の七時間につき	五、二〇〇円			
一分の八時間につき	一分の八時間につき	五、八五〇円			
一分の九時間につき	一分の九時間につき	六、五〇〇円			
一分の十時間につき	一分の十時間につき	七、一五〇円			
一分の十一時間につき	一分の十一時間につき	七、八〇〇円			
一分の十二時間につき	一分の十二時間につき	八、四五〇円			
一分の十三時間につき	一分の十三時間につき	九、一〇〇円			
一分の十四時間につき	一分の十四時間につき	九、七五〇円			
一分の十五時間につき	一分の十五時間につき	一〇、四〇〇円			
一分の十六時間につき	一分の十六時間につき	一〇、〇五〇円			
一分の十七時間につき	一分の十七時間につき	一〇、七〇〇円			
一分の十八時間につき	一分の十八時間につき	一〇、三五〇円			
一分の十九時間につき	一分の十九時間につき	一〇、〇〇〇円			
一分の二十時間につき	一分の二十時間につき	九、六五〇円			
一分の二十一時間につき	一分の二十一時間につき	九、三〇〇円			
一分の二十二時間につき	一分の二十二時間につき	八、九五〇円			
一分の二十三時間につき	一分の二十三時間につき	八、六〇〇円			
一分の二十四時間につき	一分の二十四時間につき	八、二五〇円			
一分の二十五時間につき	一分の二十五時間につき	七、九〇〇円			
一分の二十六時間につき	一分の二十六時間につき	七、五五〇円			
一分の二十七時間につき	一分の二十七時間につき	七、二〇〇円			
一分の二十八時間につき	一分の二十八時間につき	六、八五〇円			
一分の二十九時間につき	一分の二十九時間につき	六、五〇〇円			
一分の三十時間につき	一分の三十時間につき	六、一五〇円			
一分の三十一時間につき	一分の三十一時間につき	五、八〇〇円			
一分の三十二時間につき	一分の三十二時間につき	五、四五〇円			
一分の三十三時間につき	一分の三十三時間につき	五、一〇〇円			
一分の三十四時間につき	一分の三十四時間につき	四、七五〇円			
一分の三十五時間につき	一分の三十五時間につき	四、四〇〇円			
一分の三十六時間につき	一分の三十六時間につき	四、〇五〇円			
一分の三十七時間につき	一分の三十七時間につき	三、七〇〇円			
一分の三十八時間につき	一分の三十八時間につき	三、三五〇円			
一分の三十九時間につき	一分の三十九時間につき	三、〇〇〇円			
一分の四十時間につき	一分の四十時間につき	二、六五〇円			
一分の四十一時間につき	一分の四十一時間につき	二、三〇〇円			
一分の四十二時間につき	一分の四十二時間につき	一九五〇円			
一分の四十三時間につき	一分の四十三時間につき	一、六〇〇円			
一分の四十四時間につき	一分の四十四時間につき	一、二五〇円			
一分の四十五時間につき	一分の四十五時間につき	九〇〇円			
一分の四十六時間につき	一分の四十六時間につき	五五〇円			
一分の四十七時間につき	一分の四十七時間につき	二〇〇円			
一分の四十八時間につき	一分の四十八時間につき	五〇円			
一分の四十九時間につき	一分の四十九時間につき	五〇円			
一分の五十時間につき	一分の五十時間につき	五〇円			

第一研修室	全室二時間につき	六〇〇円
第二研修室	三分の一室一時間につき	二〇〇円
第三研修室	一時間につき	四〇〇円
第四研修室	一時間につき	五八〇円
視聴覚室	一時間につき	四〇〇円
放送室	一時間につき	三〇〇円

3 県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用料金は、当該公園の管理受託者に、その収入として収受させることとした。

三 管理の委託（第十一条、別表第五関係）
 県立都市公園の保全及び利用者の応接に関する事務を次のとおり委託することとした。

名 称	委 託 先
鳥取県立布勢総合運動公園	財団法人鳥取県体育協会
鳥取県立鳥取駅前風紋広場	財団法人鳥取市公園協会
鳥取県立東郷湖羽合臨海公園	財団法人鳥取県都市公園協会
鳥取県立米子駅前だんだん広場	米子駅前開発株式会社

四 罰則（第十四関係）

県立都市公園を損傷した者等に対する過料の額を五万円（現行 一万円）以下に引き上げることとした。

五 施行期日等

- 1 この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、二の1及び四並びに2は、平成七年四月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

一 鳥取港に新たに設置する荷役機械の使用料の額を一時間につき二万二千元とする事とした。（別表関係）

二 許可を受けないで港湾施設を使用した者等に対する過料の額を五万円（現行二千元）以下に引き上げることとした。（第十四条関係）

三 一の条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一の作業に係る作業手当の上限額を引き上げることとした。（第四条関係）

作業の区分	作業 手 当 の 上 限 額	
	現 行	改 正 後
死体取扱作業	勤務一日につき 六百四十円	勤務一日につき 千五百円 （人事委員会が定めるもの にあつては、一体につき 二千五百円）

二 正規の勤務時間以外の時間において、犯罪予防等の作業に従事した場合に作業手当に一定額を加算して支給される職員等に、警察官以外の警察職員（管理職員を除く。）を加えることとした。（第四条、第四条の二関係）

三 警察職員が、災害救助等作業であつて災害対策基本法に基づく警戒区域等で行うものに従事したときは、作業手当にその額の百分の百に相当する額を加算することとした。（第四条関係）

四 この条例は、平成七年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

一 警察官の階級別定員及び一般職員の定員を次のとおり改めることとした。

(第二条関係)

階 級 等	定 員	
	現 行	改 正 後
警 視	五十三人	五十六人
警 部	百六人	百十四人
警部補・巡查部長	五百七十二人	五百九十四人
巡 査	三百八十九人	三百五十六人
一 般 職 員	二百三十五人	二百三十六人

二 平成七年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間、次のとおり一般職員の定員のうち一部を警察官の定員に振り替えることができることとした。(附則第四項関係)

期 間	振 替 人 員
平成七年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	十三人以上
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	十人以上
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	七人以上
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	四人以内

三 この条例は、平成七年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

- 一 防犯部を生活安全部と改称し、その所掌事務として、犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関するものを加えることとした。(新第四条関係)
- 二 部の建制順を改めることとした。(第二条関係)
- 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 四 この条例は、平成七年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

- 一次の使用料の額を引き上げることとした。(第一条、第九条関係)
- 1 行政財産の使用に係る使用料
- 2 県営鳥取空港内の建物その他の施設の使用に係る使用料
- 3 県立保育専門学院の授業料
- 4 県立歯科衛生専門学校の授業料
- 5 県立農村総合研修所の利用に係る使用料
- 6 県立農業大学の授業料
- 7 県営境港水産物地方卸売市場の会議室等の利用に係る使用料
- 8 県立境港水産会館の会議室等の利用に係る使用料
- 9 県立高等学校及び県立幼稚園の授業料
- 二 非常災害により学資の支弁が著しく困難であると認められるに対し、県立保育専門学院、県立歯科衛生専門学校並びに県立高等学校及び県立幼稚園に係る入学選抜手数料又は入学料若しくは入園料を減免することができること。(第三条、第四条、第九条関係)
- 三 1 この条例は、平成七年四月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二号

鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立童謡館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 童謡、唱歌等を通じて特色ある地域文化の振興に資するため、鳥取県立童謡館(以下「童謡館」という。)を鳥取市に設置する。

(利用の許可)

第三条 童謡館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第四条 童謡館においては、次の行為をしてはならない。

- 一 童謡館の施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- 二 許可を受けないで童謡館の展示物を模写し、又は撮影すること。
- 三 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- 四 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- 五 その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、童謡館への入館を拒み、又は童謡館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第五条 知事は、童謡館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第三条の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第六条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- 一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
- 二 前条の命令に従わないとき。
- 三 利用許可の条件に違反したとき。
- 四 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- 五 その他童謡館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(管理の委託)

第七条 知事は、童謡館の施設設備及び展示物の保全並びに利用者との応接に関する事務を財団法人鳥取童謡・おもちゃ館に委託する。

(利用料金)

第八条 童謡館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表に定めるところにより、財団法人鳥取童謡・おもちゃ館(以下「管理受託者」という。)に、その収入として收受させる。

(利用料金の減免)

第九条 管理受託者は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、童謡館の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成七年七月七日から施行する。

別表(第八条関係)

一 入館料	区	分	金	額
	個人	児童又は中学校の生徒	一人一回につき	一〇〇円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき	二五〇円
	団体(二十人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	一人一回につき	八〇円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき	二〇〇円

二 多目的ホール利用料

区	分	金	額
午前	一回につき	一、八〇〇円	
午後	一回につき	三、六〇〇円	
夜間	一回につき	四、五〇〇円	
午前・午後	一回につき	五、四〇〇円	
午後・夜間	一回につき	八、一〇〇円	
全日	一回につき	九、〇〇〇円	

備考

- この表において「午前」とは午前九時から正午までをいい、「午後」とは午後一時から午後五時までをいい、「夜間」とは午後六時から午後九時までをいい、「午前・午後」とは午前九時から午後五時までをいい、「午後・夜間」とは午後一時から午後九時までをいい、「全日」とは午前九時から午後九時までをいう。
- 多目的ホールを正午から午後一時まで(午前・午後又は全日の利用をする場合を除く。)又は午後五時から午後六時まで(午後・夜間又は全日の利用をする場合を除く。)

合を除く。)の間に利用する場合の利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して知事が別に定める。

三 多目的ホールを利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

三 設備利用料
設備の価格を勘案して知事が別に定める額

病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例をここに公布する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三号

病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第三十八条第四項の規定に基づき、法第十五条第一項に規定する企業職員(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)第四条に規定する鳥取県病院局の職員に限る。以下「職員」という。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(給与の種類)

- 職員の種類は、給料及び手当とする。
- 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いたものとする。
- 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手

当とする。

(給料表)

第三条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

(給料の調整額)

第四条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務の環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し、適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適当な調整額を定めることができる。

(管理職手当)

第五条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき企業管理規程で定める職にあるものに対して支給する。

(初任給調整手当)

第六条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

(扶養手当)

第七条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- 二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫
- 三 満六十歳以上の父母及び祖父母
- 四 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹
- 五 重度心身障害者

(調整手当)

第八条 調整手当は、当分の間、医師及び歯科医師で企業管理規程で定める職員に対して支給する。

(住居手当)

第九条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- 一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(企業管理規程で定める職員を除く。)
- 二 その所有に係る住宅(企業管理規程で定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの

(通勤手当)

第十条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しない徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。)
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しない徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)

(単身赴任手当)

第十一条 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居

を移転し、父母の疾病その他の企業管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条に規定する者をいう。)又は職員以外の地方公務員であつた者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して企業管理規程で定める職員に限る。)その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(特殊勤務手当)

第十二条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

(寒冷地手当)

第十三条 寒冷地手当は、寒冷の地域で企業管理規程で定めるものに在勤する職員に対して支給する。

(時間外勤務手当)

第十四条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間外に勤務した全時間について支給する。

(休日勤務手当)

第十五条 職員には、正規の勤務日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日及び年末年始等で企業管理規程で定める日(以下「休日等」という。)に当たつても、正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

(夜間勤務手当)

第十六条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

(宿日直手当)

第十七条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、第十四条、第十五条第二項及び前条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第十八条 管理職員特別勤務手当は、第五条の規定に基づく企業管理規程で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として企業管理規程で定める職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは年末年始等で企業管理規程で定める日に勤務した場合に支給する。

(期末手当)

第十九条 期末手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じて支給する。基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(企業管理規程で定める職員を除く。)についても、同様とする。

(勤勉手当)

第二十条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（企業管理規程で定める職員を除く。）についても、同様とする。

（退職手当）

第二十一条 退職手当は、職員が退職したときに、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

（給与の減額等）

第二十二条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があつた場合その他企業管理規程で定める場合を除くほか、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）

以下「育児休業法」という。）第九条に規定する部分休業をいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 海外随伴休暇（職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。）については、いかなる給与も支給しない。

（休職者の給与）

第二十三条 休職者の給与は、企業管理規程で定めるところにより支給することができる。

（育児休業の承認を受けた職員の給与）

第二十四条 育児休業法第二条第一項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

（賃金等で雇用する職員の給与）

第二十五条 賃金等で雇用する職員に対しては、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。

（給与の額、支給方法等）

第二十六条 職員に支給する給与の額、支給方法その他この条例の施行に關し必要な事項は、企業管理規程で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

（育児休業給）

2 当分の間、第二十四条の規定にかかわらず、育児休業法附則第五条第二項に規定する職員には、育児休業をしている期間について、育児休業給を支給する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

3 職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に、「に規定する企業職員及び」を「及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成七年三月鳥取県条例第三号）第一条に規定する企業職員並びに」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

4 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号を次のように改める。

五 削除

第二条第二十七号を次のように改める。

二十七 削除

第七条を次のように改める。

第七条 削除

「一級 月額 十一万円
 二級 月額 十万円
 三級 月額 六万五千円
 四級 月額 五万五千円
 五級 月額 五万円
 六級 月額 四万五千円」

「一級 月額 十万円
 二級 月額 六万五千円
 三級 月額 五万五千円
 四級 月額 五万円
 五級 月額 四万五千円」

第二十四条第一項中「又は病院の病棟」及び「助産婦」を削り、同条第二項中「助産婦」を削る。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

5 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改め、「第一条」の下に「及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成七年三月鳥取県条例第三号)第一条」を加える。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

6 職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(病院事業の管理者に選任された場合の退職手当)

第八条の二 前条の規定は、職員が退職した日又はその翌日に病院事業の管理者に選任された場合について準用する。

第九条第五項中「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「企業局企業職

員の給与の種類及び基準に関する条例」に、「第一条」を「第一条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成七年三月鳥取県条例第三号)第一条」に改める。

第十五条第一項第二号中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第五項第二号中「第三十七条の四第二段」を「第三十七条の四第三項前段」に改め、同条第十五項中「第三十五条」を「第十条の三」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

7 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

題名中「企業職員」を「企業局企業職員」に改める。

第一条中「企業職員」の下に「鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十七号)第三条に規定する鳥取県企業局の職員に限る。」を加える。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

8 職員の旅費に関する条例(昭和四十五年七月鳥取県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に、「に規定する企業職員及び」を「及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成七年三月鳥取県条例第三号)第一条に規定する企業職員並びに」に改める。

鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四号

鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立看護婦等養成施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 看護婦及び看護士、保健婦並びに助産婦として必要な知識及び技能を修得させるため、鳥取県立看護婦等養成施設(以下「看護婦等養成施設」という。)を次のとおり設置する。

名	称	位	置
鳥取県立鳥取看護専門学校		鳥	取
鳥取県立倉吉総合看護専門学校		倉	吉
			市

(利用の許可)

第三条 看護婦等養成施設に入学しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(授業料等の徴収)

第四条 看護婦等養成施設に在学する者に対しては授業料を、看護婦等養成施設への入学を許可された者に対しては入学料を、看護婦等養成施設の入学選抜試験を受けようとする者に対しては入学選抜手数料を徴収する。

2 前項の授業料、入学料及び入学選抜手数料の額は、別表のとおりとする。

(授業料等の減免)

第五条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、授業料、入学料及び入学選抜手数料を減免することができる。

(休学等の許可)

第六条 第三条の規定による許可を受けた者(以下「生徒」という。)は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により休学している生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(除籍)

第七条 知事は、生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍をすることができる。

- 一 休学の期間が経過しても復学できないとき。
- 二 心身に障害を生じ、成業の見込みがないと認められるとき。

(懲戒)

第八条 知事は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号の一に該当する生徒に限り、行うことができる。

- 一 品行不良で改善の見込みがないと認められる生徒
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる生徒
- 三 正当の理由がなくて出席が常でない生徒
- 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した生徒

(規則への委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、看護婦等養成施設の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に看護婦等養成施設に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、第四条第二項の

規定にかかわらず、なお従前の例による。
別表(第四条関係)

区	分	金	額
授 業	料	月 額	九千二百円
入 学	料		五千二百円
入 学	料		二千四百円
選 抜	料		
手 数	料		

鳥取県土木事務所設置条例をここに公布する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第五号

鳥取県土木事務所設置条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十六条第一項の規定に基づき、土木及び建築に関する事務を所掌させるため、土木事務所を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第二条 土木事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県鳥取土木事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び気高郡
鳥取県郡家土木事務所	八頭郡郡家町	八頭郡
鳥取県倉吉土木事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
鳥取県米子土木事務所	米子市	米子市、境港市及び西伯郡
鳥取県根雨土木事務所	日野郡日野町	日野郡

(委任)

第三条 この条例に定めるもののほか、土木事務所に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例をここに公布する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第六号

鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十六条第一項の規定に基づき、港湾に関する事務を所掌させるため、港湾事務所を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第二条 港湾事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
鳥取県鳥取港湾事務所	鳥取市	鳥取港及び田後港の区域

(鳥取港海友館の附置)

第三条 港湾に対する理解を促進し、海を通じた交流の発展に資するため、鳥取県鳥取港事務所内に鳥取県立鳥取港海友館(以下「海友館」という。)を附置する。

(利用の許可)

第四条 海友館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(使用料の徴収)

第五条 海友館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第六条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、港湾事務所及び海友館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

別表(第五条関係)

区 分		金 額
個人	児童又は中学校の生徒	一人一回につき 五〇円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき一〇〇円
	児童又は中学校の生徒	一人一回につき 四〇円
団体(二十人以上のものに限る。)	高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき 八〇円

鳥取県スポーツセンター設置条例をここに公布する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第七号

鳥取県スポーツセンター設置条例

(設置)

第一条 本県におけるスポーツの振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十条の規定に基づき、鳥取県スポーツ

センターを鳥取市に設置する。

(職員)

第二条 鳥取県スポーツセンターに、事務職員その他の所要の職員を置く。

附 則

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第八号

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例(昭和三十一年三月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「知事の諮問に応じ、次に掲げる」を「研修所の運営に関する」に改め、各号を削る。

第三条第二項第二号及び第三号を次のように改める。

二 市町村長

三 市町村職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第九号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(平成六年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「企業局」の下に「病院局」を加える。

第二条第一項第一号中「四千二百二十二人」を「三千三百九十二人」に、「三千三百六十四人」を「三千三百六十五人」に、「七百五十八人」を「二十七人」に改め、同項第二号中「二千二百七十七人」を「二千三百二十一人」に、「二千四十八人」を「二千九十二人」に改め、同項第十号中「四千三百四十七人」を「四千三百五十二人」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 病院局の職員 七百三十人

第二条第二項に次の二号を加える。

五 県の行政運営上、その業務に従事することが必要と認められる公社その他の団体で知事が定めるものに派遣している職員

六 海外随伴休暇を取得している職員

第三条中「第九号」を「第十号」に、「同項第十号」を「同項第十一号」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 平成七年度から平成九年度までの間に限り、山陰・夢みなと博覧会の推進に関する業務に従事するため知事が定める団体に派遣している職員については、第二条第二項の規定にかかわらず、知事の承認を得て、同条第一項各号に定める定数の外に置くことができる。

附則

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西尾 邑次

鳥取県条例第十号

鳥取県条例の一部を改正する条例

鳥取県条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 不動産取得税(第六十一条―第七十条)」を「第三節 地方消費税 第四節 不動産取得

(第六十条の二―第六十条の十五)に、「第四節 県たばこ税」を「第五節 県たば

こ税」に、「第五節 ゴルフ場利用税」を「第六節 ゴルフ場利用税」に、「第六節

特別地方消費税」を「第七節 特別地方消費税」に、「第七節 自動車税」を「第八節

自動車税」に、「第八節 鉦区税」を「第九節 鉦区税」に、「第九節 狩猟者登録税」を「第十節 狩猟者登録税」に、「第十節 県が課する固定資産税」を「第十一節

県が課する固定資産税」に改める。

第三条第一号中「事業税」を「事業税 地方消費税」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(鳥取県行政手続条例の適用除外)

第六条の二 鳥取県行政手続条例(平成六年十二月鳥取県条例第三十四号) 第三条又は

第四条に定めるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第二章及び第三章の規定は、適用しない。

2 鳥取県行政手続条例第三条、第四条又は第三十四条第三項に定めるもののほか、県の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第二条第七号に規定する行政指導をいう)については、同条例第三十四条

第二項及び第三十五条の規定は、適用しない。

第八条第二項第二号中「徴収金」の下に「(地方消費税の譲渡割に係るものを除く。)」

を加え、同項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 申告納付に係る徴収金(地方消費税の譲渡割に係るものに限る。)にあつては、課税標準である消費税額の算定に係る課税期間(消費税法(昭和六十三年法律第七号)第十九条に規定する課税期間をいう。)の開始の日現在における法第七十二条の七十八第二項各号に規定する場所の所在地

第九条第一項中「県民税並びに」を「県民税、地方消費税の貨物割並びに」に改める。

第二十一条中「県たばこ税」を「地方消費税、県たばこ税」に改める。

第二十八条の二第三項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、中小企業の振興に寄与すること等を目的とした融資制度で規則で定めるものを利用するために請求する証明書

第二十八条の二第四項中「二以上の年度」の下に「法人の県民税及び法人の事業税にあつては事業年度とし、県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び軽油引取税にあつては月とする。以下本項において同じ。」を加え、ただし書を次のように改める。

ただし、その証明書が徴収金について未納の額がないこと又は滞納処分を受けたことがないことを証明するものである場合にあつては、この限りでない。

第二十九条第五項中「団地管理組合法人並びに」を「団地管理組合法人」に改め、「地縁による団体」の下に「並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六号)第八条に規定する法人である政党又は政治団体」を加える。

第三十三条第一項中「五百五十万円」を「七百万円」に改める。

第二章第十節を第十一節とし、第三節から第九節までを一節ずつ繰り下げ、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 地方消費税

(地方消費税の納税義務者等)

第六十条の二 地方消費税は、法第七十二条の七十八第二項各号に規定する場所が県内

に所在する事業者(以下本節において単に「事業者」という。)の行つた同条第一項に規定する課税資産の譲渡等(以下単に「課税資産の譲渡等」という。)については、当該事業者(消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)に対し譲渡割によつて、法第七十二条の七十八第一項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保稅地域(県内に所在する保稅地域に限る。)から引き取る者に対し貨物割によつて課する。

2 法第七十二条の七十八第六項に規定する税務署長(県内に所在する税務署に所属する税務署長に限る。以下本節において同じ。)又は税関長(県内に所在する税関に所属する税関長に限る。以下本節において同じ。)が消費税を徴収する場合には、当該消費税を納付すべき者に対し、当該徴収すべき消費税額を課税標準として、地方消費税を課するものとし、税務署長が消費税を徴収する場合に課すべき地方消費税にあつては譲渡割に、税関長が消費税を徴収する場合に課すべき地方消費税にあつては貨物割に含まれるものとして、本節(本条を除く。)の規定を適用する。この場合において、譲渡割に含まれるものとされる地方消費税の徴収については、普通徴収の方法によるものとする。

(課税資産の譲渡等を行う者が名義人である場合における譲渡割の納税義務者)

第六十条の三 法律上課税資産の譲渡等を行つたとみられる者が単なる名義人であつて、その課税資産の譲渡等に係る対価を享受せず、その者以外の者がその課税資産の譲渡等に係る対価を享受する場合には、当該課税資産の譲渡等は、当該対価を享受する者が行つたものとして、本節の規定を適用する。

(譲渡割と信託財産)

第六十条の四 信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、本節の規定を適用する。ただし、合同運用信託、証券投資信託、法人税法第三十七条第五項に規定する特定公益信託又は同法第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契

約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の第十五第四項に規定する契約に係る信託の信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等については、この限りでない。

一 受益者が特定している場合 その受益者

二 受益者が特定していない場合又は存在していない場合 その信託財産に係る信託の委託者

2 前項の合同運用信託とは、信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいい、前項の証券投資信託とは、証券投資信託法第二条第一項に規定する証券投資信託（同法第二条の二に規定する信託を含む。）及びこれらに類する外国の信託をいう。

3 第一項の場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定は、同項に規定する信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等が行われた時の現況による。

（地方消費税の課税標準額）

第六十条の五 地方消費税の課税標準額は、消費税額とする。

（地方消費税の税率）

第六十条の六 地方消費税の税率は、百分の二十五とする。

（譲渡割の徴収の方法）

第六十条の七 譲渡割の徴収については、申告納付の方法による。

（譲渡割の申告納付）

第六十条の八 譲渡割を申告納付する義務がある事業者は、法第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項又は第七十二条の八十九第二項の規定によつて、申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によつて納付しなければならない。

2 消費税の還付を受ける事業者は、法第七十二条の八十八第二項の規定によつて申告書を知事に提出することができる。

3 第一項の規定（法第七十二条の八十八第一項の規定に係る部分に限る。）により申告書を提出すべき事業者は、当該申告書の提出期限後においても、法第七十二条の九十三第五項の規定による決定の通知があるまでは、第一項の規定によつて申告納付することができる。

（譲渡割の更正及び決定に関する通知）

第六十条の九 法第七十二条の九十三第五項の規定による譲渡割の更正又は決定の通知は、規則で定める通知書による。

2 知事は、前項の通知書を発する場合においては、その日から一月を経過した日を納期限としなければならない。

（譲渡割に係る不足税額の納付手続）

第六十条の十 譲渡割の納税義務者は、前条第一項の通知書を受理した場合においては、当該不足税額を納付書によつて納付しなければならない。

（貨物割の賦課徴収）

第六十条の十一 貨物割の賦課徴収は、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。

（貨物割の申告）

第六十条の十二 貨物割を申告する義務がある者は、法第七十二条の百一の規定によつて、申告書を税関長に提出しなければならない。

（貨物割の納付）

第六十条の十三 貨物割の納税義務者は、貨物割を、消費税の納付の例により、消費税の納付と併せて国に納付しなければならない。

（貨物割の賦課徴収又は申告納付に関する報告）

第六十条の十四 税関長は、施行令で定めるところにより、知事に対し、貨物割の申告の件数、貨物割額、貨物割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

（貨物割に係る徴収取扱費の支払）

第六十条の十五 国が貨物割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、施行令で定めるところにより、徴収取扱費を国に支払うものとする。

2 国は、施行令で定めるところにより、前項の徴収取扱費の算定に關し必要な事項を
知事に通知するものとする。

附則第五条の二の見出し及び同条第一項中「平成六年度分」を「平成七年度分」に改
め、同条第二項中「百分の二十」を「百分の十五」に、「二十万円」を「二万円」に改
める。

附則第十八条の二の次に次の四条を加える。

(地方消費税の譲渡割の賦課徴収の特例)

第十八条の三 地方消費税の譲渡割の賦課徴収は、当分の間、第六十条の九及び第六十
条の十の規定にかかわらず、国が消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と
併せて行うものとする。

(地方消費税の譲渡割の申告納付の特例)

第十八条の四 地方消費税の譲渡割の申告納付は、当分の間、第九条及び第六十条の八
の規定にかかわらず、消費税の申告納付の例により、消費税の申告納付と併せて、税
務署長に申告し、及び国に納付しなければならない。

(地方消費税の譲渡割の賦課徴収又は申告納付に關する報告等)

第十八条の五 税務署長は、施行令で定めるところにより、知事に対し、譲渡割の申告
の件数、譲渡割額、譲渡割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

(地方消費税の譲渡割に係る徴収取扱費の支払)

第十八条の六 国が譲渡割の賦課徴収に關する事務を行うために要する費用を補償する
ため、施行令で定めるところにより、徴収取扱費を国に支払うものとする。

2 国は、施行令で定めるところにより、前項の徴収取扱費の算定に關し必要な事項を
知事に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二十九条第五項の改
正規定は公布の日から、目次、第三条、第八条、第九条及び第二十一条の改正規定、
第二章第十節を第十一節とし、第三節から第九節までを一節ずつ繰り下げ、第二節

の次に一節を加える改正規定並びに附則第十八条の二の次に四条を加える改正規定並
びに附則第三条及び第四条の規定は平成九年四月一日から施行する。

(個人の県民税に關する経過措置)

第二条 この条例による改正後の鳥取県条例(以下「新条例」という。)の規定中個
人の県民税に關する部分は、平成七年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、
平成六年度までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(地方消費税に關する経過措置)

第三条 次条に定めるものを除き、新条例第二章第三節及び附則第十八条の三から第十
八条の六までの規定は、平成九年四月一日(以下「適用日」という。)以後に事業者
が行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二条第一項第九
号に規定する課税資産の譲渡等をいう。)及び適用日以後に保税地域から引き取られ
る課税貨物(同項第十一号に規定する課税貨物をいう。)に係る地方消費税について
適用する。

第四条 新条例第六十条の八第一項(法第七十二条の八十七による譲渡割の中間申告納
付に限り、新条例附則第十八条の四の規定を適用する場合を含む。)の規定は、消費
税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が適用日以後
に開始する場合について適用する。

鳥取県議會議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等について
の県費負担に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十一号

鳥取県議會議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等につい
ての県費負担に關する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例(平成六年三月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百一条第六項」を「第四百一条第九項」に改める。

第三条第二項中「第八十六条第一項」を「第八十六条の四第一項」に、「第百条第一項」を「第百条第四項」に改める。

第五号第二号口中「第八十六条第一項」を「第八十六条の四第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十二号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例(昭和四十八年七月鳥取県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「入院時の食事療養に係る費用を除く。」を削る。

別表第四号中「義務教育終了前の児童(十五歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する児童を含む)」を「児童(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう)」に、「扶養している義務教育終了前の」を「扶養している」に改め、同表第五号中「三歳」を「四歳」に改める。

附 則

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十三号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第九条から第十三条までを削り、第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、第六条を第八条とする。

第十四条の見出し中「規則」を「企業管理規程」に改め、同条中「及び看護婦等養成施設の管理」を削り、「規則」を「企業管理規程」に改め、同条を第十一条とする。

第五条中「地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同条を第七条とする。

第四条中「知事」を「病院事業の管理者」に、「規則」を「企業管理規程」に改め、同条を第六条とする。

第三条第二項ただし書及び第三項中「規則」を「企業管理規程」に改め、同条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

(財務規定等を除く地方公営企業法の適用日)

第三条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。)第二条第三項及び地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三十三号)第一条第一項の規定に基づき、病院事業に法第二条第二項に規定する財務規定等を除く法の規定を、平成七年四月一日から適用する。

(組織)

第四条 法第十四条の規定に基づき、病院事業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、鳥取県病院局を置く。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

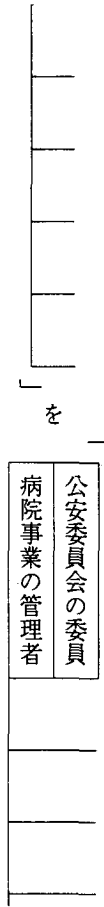
(鳥取県立病院運営審議会条例の廃止)

2 鳥取県立病院運営審議会条例(昭和四十一年十月鳥取県条例第三十号)は、廃止する。

(特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の旅費等に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「第二条」を「第一条、第二条」に、



に改める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二中「及び常勤の人事委員会の委員」を「常勤の人事委員会の委員及び病院事業の管理者」に改める。

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

5 知事等の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十号)の一部

を次のように改正する。

第一条及び第二条中「出納長」の下に「病院事業の管理者」を加える。

第三条第四項中「前条第二項」を「第二条第二項」に改める。

第三条の三の次に次の一条を加える。

(病院事業の管理者の退職手当)

第三条の四 病院事業の管理者が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、病院事業の管理者としての勤続期間に応じ、一月につき百分の三十五を乗じて得た額とする。

2 第三条第二項から第四項までの規定は、病院事業の管理者に準用する。この場合において、「知事、副知事又は出納長」とあるのは「病院事業の管理者」と読み替えるものとする。

(鳥取県公文書公開条例の一部改正)

6 鳥取県公文書公開条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び内水面漁場管理委員会」を「内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者」に改める。

鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十四号

鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例

鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号)の一部

を次のように改正する。

第四条第三号中「都道府県立農民研修教育施設」を「都道府県立蚕業講習所、都道府県立農業者研修教育施設」に改め、同条第四号中「若しくは都道府県立農民研修教育施設」を「都道府県立蚕業講習所若しくは都道府県立農業者研修教育施設」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の鳥取県改良普及員資格試験条例第四条第三号及び第四号に規定する都道府県立農民研修教育施設において農業又は家政に関する正規の課程を修めて卒業した者は、この条例による改正後の鳥取県改良普及員資格試験条例第四条第三号及び第四号に規定する都道府県立農業者研修教育施設において農業又は家政に関する正規の課程を修めて卒業した者とみなす。

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十五号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例（昭和五十四年十月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「使用料及び利用料金」に改め、同条第二項中「受けた者」の下に「（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用の許可を受けた者を除く。）」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用の許可を受けた者については、第十一条の規定に基づき当該公園の管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）

があらかじめ知事の承認を受けて定める当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、当該管理受託者に、その収入として收受させる。

第八条に次の一項を加える。

6 前二項の規定は、第三項の規定により管理受託者が收受する利用料金について準用する。

第十一条中「知事は」の下に「、別表第五に定めるところにより」を加え、「財団法人鳥取県都市公園協会に」を削る。

第十四条中「一万円」を「五万円」に改める。

別表第一鳥取県立布勢総合運動公園の項中「テニスコート」を「テニスコート 鳥取県民体育館」に改め、同表鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の項中「屋根のある多目的広場」を「屋根のある多目的広場 燕趙園」に改める。

別表第三の表中

一、一三〇円

一、三二〇円

を

に改める。

別表第四の一の1の表中

単	位	金	額	を	単	位
---	---	---	---	---	---	---

に改め、同表に次のように加える。

金	額
午前九時から 午後六時まで	午後六時から 午後十時まで

動	一般利		用	
	児童又は中学校の生徒	高等学校の生徒	学生又は一般人	その他
アマチュア・スポーツ活動 入場料等を徴収しないとき。	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	全面時間につき
	二六〇円	三〇〇円	六〇円	二六〇円
	二六〇円	三〇〇円	六〇円	二六〇円
	二六〇円	三〇〇円	六〇円	二六〇円

施設	利用	アアリーナ		サブアリーナ		アアリーナ		サブアリーナ		アアリーナ		サブアリーナ	
		専用	一般	専用	一般	専用	一般	専用	一般	専用	一般	専用	一般
		学生又は一般人	児童又は中学校の生徒	活動以外の活動	活動以外の活動	活動以外の活動	活動以外の活動	活動以外の活動	活動以外の活動	活動以外の活動	活動以外の活動	活動以外の活動	活動以外の活動
第一研修室	専用	一人一回につき	一人一回につき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき
第二研修室	専用	一人一回につき	一人一回につき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき
第三研修室	専用	一人一回につき	一人一回につき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき
第四研修室	専用	一人一回につき	一人一回につき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき
放送室	専用	一人一回につき	一人一回につき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収しないとき

別表第四の一の備考二中「若しくは第一補助競技場」を、「第一補助競技場若しくはテニスコート」に改め、「又は」の下に「鳥取県立布勢総合運動公園の鳥取県民体育館のメインアリーナ若しくはサブアリーナ若しくは」を加える。
別表第四の次に次の一表を加える。
別表第五(第十一関係)

名	称	委 託 先
鳥取県立布勢総合運動公園		財団法人鳥取県体育協会
鳥取県立鳥取駅前風紋広場		財団法人鳥取市公園協会
鳥取県立東郷湖羽合臨海公園		財団法人鳥取県都市公園協会
鳥取県立米子駅前だんだん広場		米子駅前開発株式会社

附 則
1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第十四条及び別表第三の改正規定並びに次項の規定は、平成七年四月一日から施行する。
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成七年三月十日
鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十六号
鳥取県港湾施設管理条例の一部を改正する条例
鳥取県港湾施設管理条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「二千円」を「五万円」に改める。
別表岸壁及び物揚場の項の次に次のように加える。

荷役機械	一時間につき	二二、〇〇〇円
------	--------	---------

別表の備考三中「計算する」を「計算し、使用料の額が時間で定められているものに係る使用時間が一時間未満であるとき、又はその時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十七号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「前条第一項第六号から第十三号まで」を「前条第一項第六号又は第八号から第十三号まで」に改め、同項中第八号を第十号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 前条第一項第七号に掲げる作業（次号に掲げるものを除く。） 勤務一日につき

千五百円

六 前条第一項第七号に掲げる作業（人事委員会が定めるものに限る。） 一体につき二千五百円

第四条第二項中「警察官（警視の階級にある者を除く。以下同じ。）」を「警察職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事委員会が定めるものを除く。次条第二項において同じ。）」に改め、同条第三項中「作業」の下に「（第一項第五号に掲げるものに限る。）」を加え、同条に次の一項を加える。

8 警察職員が、前条第一項第十七号に掲げる作業であつて人事委員会が定める特別なものに従事したときは、第一項に定める額（前項の規定に該当する場合にあつては、同項の規定により得られる額）にその額の百分の百に相当する額を加算する。

第四条の二第一項中「職員」を「警察職員」に改め、同条第二項中「職員（警察官に限る。）」を「警察職員」に改める。

附則

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十八号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「一、一二〇人」を「千二百二十人」に、「五三人」を「五十六

人」に、「二〇六人」を「百十四人」に、「五七二人」を「五百九十四人」に、「三八九人」を「三百五十六人」に改め、同項第二号中「二三五人」を「二百三十六人」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 平成七年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間、第二条第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる一般職員の定員のうち次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表下欄に掲げる員数以内の人員を、同項第一号に掲げる警察官の定員に振り替えることができる。この場合において、振替後の同号イからニまでに掲げる警察官の階級別定員は、それぞれ振替後の警察官の定員に基づき警察法施行令（昭和二十九年政令第五百五十一号）第七条に規定する階級別定員の基準により算出した人員とする。

期 間	振 替 人 員
平成七年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	十三人
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	十人
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	七人
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	四人

附 則

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十九号

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例（昭和三十七年十月鳥取県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

「刑事部」「生活安全部

防犯部 刑事部
警備部 交通部
を 交通部 に改める。

交通部 警備部

第三条中第十八号を第二十号とし、第十七号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、同号の前に次の一号を加える。

十七 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。

第三条中第十五号を第十六号とし、第五号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 事務能率の増進に関すること。

第四条の二及び第五条を削り、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。
(生活安全部の所掌事務)

第四条 生活安全部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。

二 地域警察に関すること。

三 前号に掲げるもののほか、警らに関すること。

四 犯罪の予防に関すること。

五 少年非行の防止に関すること。

六 保安警察に関すること。

七 犯罪統計に関すること。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(警備部の所掌事務)

第七条 警備部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 警備警察に関する事。
- 二 警備実施に関する事。
- 三 警衛及び警護に関する事。
- 四 災害警備に関する事。
- 五 機動隊に関する事。
- 六 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関する事。

附 則

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十号

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

(鳥取県行政財産使用料条例の一部改正)

第一条 鳥取県行政財産使用料条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表の二中「五、二八〇円」を「六、四九〇円」に、「八円」を「一〇円」に、「四円」を「五円」に、「二、〇四〇円」を「二、一三〇円」に、「一、一三〇円」を「一、三二〇円」に、「三五〇円」を「四三〇円」に改める。

(鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年七月鳥取県条例

第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「一、三三〇円」を「一、三二〇円」に改める。

(鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「八千六百元」を「九千五百円」に改める。

第七条の見出し中「授業料」を「授業料等」に改め、同条中「授業料」の下に「入学選抜手数料及び入学料」を加える。

(鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第四条 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「八千六百元」を「九千五百円」に改める。

第七条の見出しを「(授業料等の減免)」に改め、同条中「授業料を免除」を「授業料、入学選抜手数料及び入学料を減免」に改める。

(鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第五条 鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表の表中「六七〇円」を「八四〇円」に、「五〇〇円」を「六一〇円」に、「三三〇円」を「四二〇円」に、「二〇〇円」を「二五〇円」に、「三〇〇円」を「三八〇円」に、「八二〇円」を「一、〇三〇円」に改める。

(鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第六条 鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「一万九百五十円」を「一万六千二百円」に改める。

(鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第七条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表の表中「一、三三〇円」を「一、三一〇円」に、「八円」を「一〇円」に改め

る。

(鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第八条 鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表の表中「八円」を「一〇円」に、「一、二三〇円」を「一、三一〇円」に改める。

(鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)

第九条 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第四号)

の一部を次のように改正する。

第三条の表中「九八、四〇〇円」を「一〇四、四〇〇円」に、「二六、四〇〇円」を「二七、六〇〇円」に、「二五五円」を「二七〇円」に、「二四七、六〇〇円」を「二五六、六〇〇円」に改める。

第七条の見出し中「授業料」を「授業料等」に改め、同条中「授業料」の下に「入学料及び入園料並びに入学選抜手数料」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

(鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に鳥取県立保育専門学院に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、第三条の規定による改正後の鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例第六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鳥取県立歯科衛生専門学校等の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日の前日に鳥取県立歯科衛生専門学校に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、第四条の規定による改正後の鳥取県立歯科衛生専門学校等の設置及び管理に関する条例第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鳥取県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日の前日に鳥取県立農業高等学校の養成課程に在籍していた者で施行日以後引き続き在籍するものに係る授業料の年額は、第六条の規定による改正後の鳥取県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例第五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日の前日に県立高等学校又は県立幼稚園に在学又は在園していた者で施行日以後引き続き在学又は在園するものに係る授業料の額は、第九条の規定による改正後の鳥取県立高等学校授業料等徴収条例第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 施行日以後において、県立高等学校(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十四条の二第一項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の定時制の課程を除く。)に編入学、転入学、再入学又は転籍をした者に係る授業料の額は、当該者の属する学年に在学する者に係る授業料の額と同額とする。施行日以後において、県立幼稚園に転入園又は再入園をした者に係る授業料の額についても、同様とする。